

地域経済活性化支援機構（REVIC）による 再チャレンジ支援の取り組みとその意義

株式会社地域経済活性化支援機構
Regional Economy Vitalization Corporation of Japan (REVIC)

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第2802号
加入協会 一般社団法人 第二種金融商品取引業協会

平成28年6月

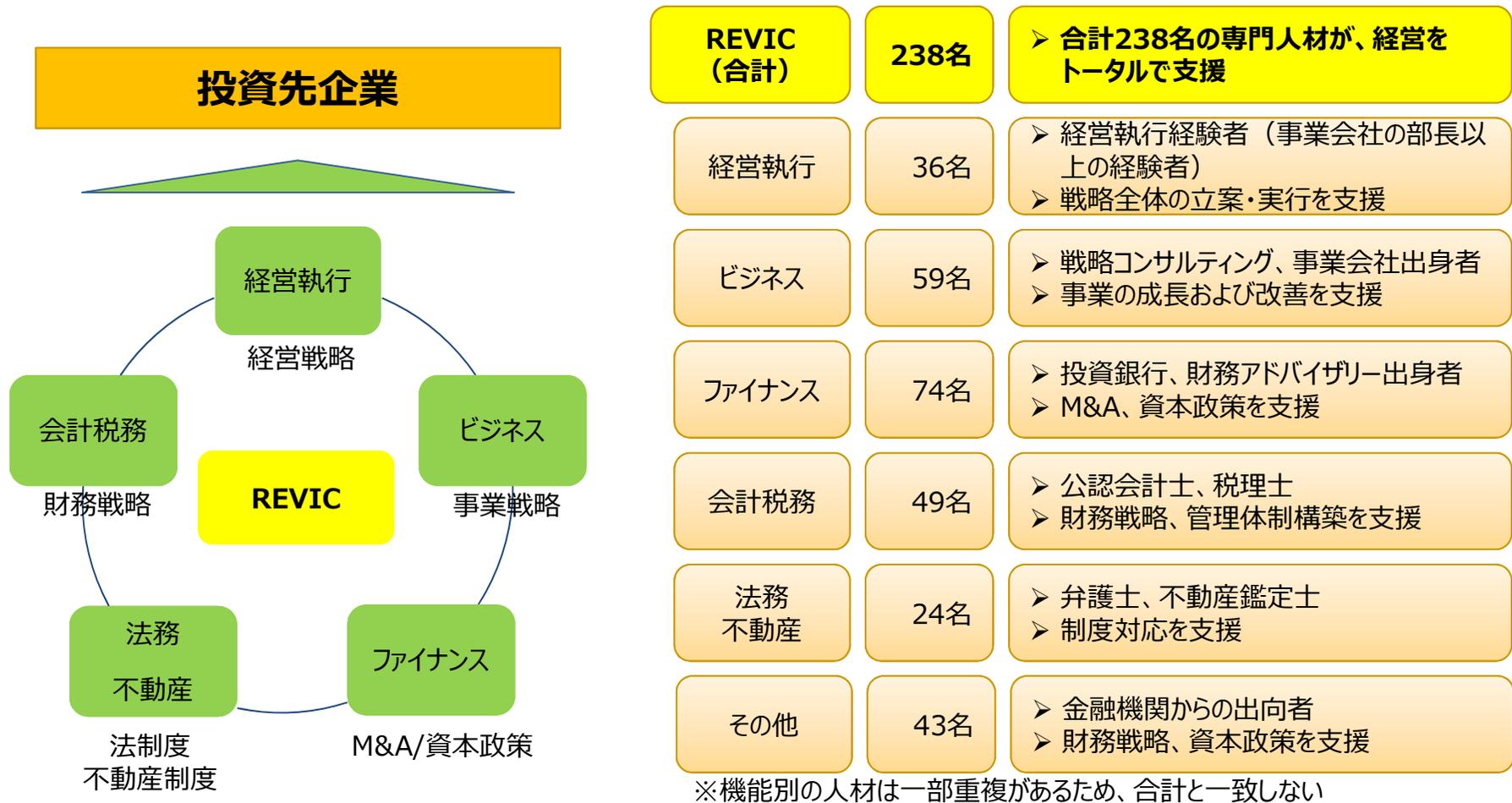
REVICの概要

- 1 名称 : 株式会社 地域経済活性化支援機構
Regional Economy Vitalization Corporation of Japan (略称 REVIC)
- 2 設立 : 平成21年10月14日 (株)企業再生支援機構
(社名変更日 : 平成25年3月18日)
- 3 本社所在地 : 東京都千代田区大手町 1 - 6 - 1 大手町ビル9階
- 4 資本金 : 約261億円
- 5 株主 : 預金保険機構等
- 6 役職員数 : 334名 (平成28年6月27日現在)
- 7 役員 :
- | | | | | | |
|----------|-------|---------|--------|------|-------|
| 代表取締役社長※ | 今井 信義 | 社外取締役※※ | 松嶋 英機 | 特別顧問 | 瀬谷 俊雄 |
| 代表取締役専務 | 林 謙治 | 社外取締役※ | 伊藤 眞 | 特別顧問 | 三村 明夫 |
| 常務取締役 | 河野 一郎 | 社外取締役※ | 中村 利雄 | 執行役員 | 國府 利計 |
| 常務取締役 | 藤野 琢巳 | 社外取締役※ | 西川 久仁子 | 執行役員 | 廣瀬 泰文 |
| 常務取締役 | 三森 仁 | 社外取締役※ | 樋渡 啓祐 | 執行役員 | 石川 卓弥 |
| 常務取締役 | 渡邊 准 | 監査役 | 太田 順司 | 執行役員 | 原田 健史 |
| | | 監査役 | 山崎 彰三 | 執行役員 | 中井 一郎 |
| | | 監査役 | 西原 浩一郎 | 執行役員 | 坂田 達也 |
| | | | | 執行役員 | 兵頭 賢 |
| | | | | 執行役員 | 竹山 智穂 |
- ※※ 地域経済活性化支援委員会 委員長
※ 地域経済活性化支援委員会 委員

REVICの支援と人材の特長

- REVICの多種多様な専門人材が、投資先の企業をトータルに支援
- 個別課題に対する「部分最適」ではなく、「全体最適」が可能

REVICの人的支援体制（平成28年6月1日時点）



REVICのミッション

① REVICの基本方針

先導的な地域
活性化・事業
再生モデルの
創造

地域活性化・
事業再生ノウ
ハウの蓄積と
浸透

専門人材の確
保と育成、お
よび地域への
還流

② REVICの基本認識

- 役割: **地域金融機関の地域活性化への取組みを支援**
- 地域金融機関への具体的支援策
 - **地域経済・産業の現状・課題を踏まえて、地元企業のライフステージに合わせたソリューションを提供するために行う事業性評価をサポート**
 - **ソリューション提供ツールとしてのファンドの設立・運営、事業再生をサポート**
- 時限組織として自覚（業務完了期限：平成35年3月末）：**ノウハウの移転**
 - **REVICの業務終了後も、地域金融機関の地域活性化への取組みが持続的に行われるよう環境整備**

地域経済の活性化に必要な機能の提供

地域に必要な機能をフルラインで提供

成長
支援



事業
再生



転廃業
促進



地域
活性化

地域に密着した金融機関の努力

REVICによるサポート

成長
支援

活性化ファンド業務
(運営・出資)

地域活性化ファンド(中核企業支援、
観光、ヘルスケア)の設立・運営

再生
支援

事業再生業務

再生ファンド
業務

特定出資
業務

特定信託
引受業務

取引先の再生支援

転廃業
支援

再チャレンジ支援業務
(特定支援業務)

転廃業、再チャレンジ支援

人財
支援

特定専門家派遣業務
(金融機関/事業者向け)

金融機関の事業性評
価、取引先に係る事
業再生等のアドバイス、
(一定の要件下)取引
先への直接派遣

短期トレーニー制度

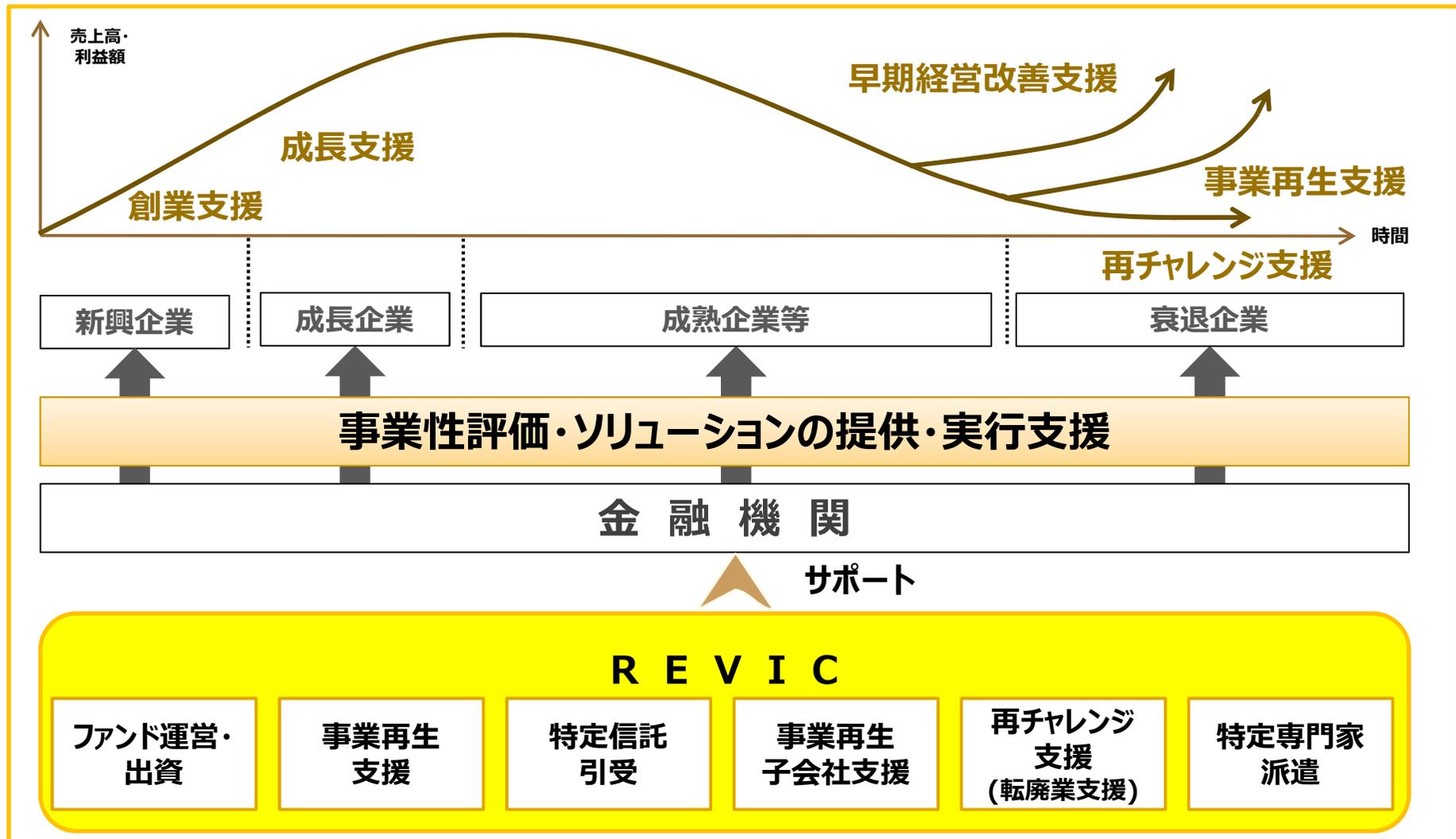
6ヶ月間REVICに
出向し、特定専門
家派遣業務に関わ
ることで、事業性評
価に係るノウハウを
直接習得

日本人材機構
(子会社)

地域企業等に対し、
密接な対話等を通
じて大都市圏の「経
営幹部人材」を紹
介

専門家派遣業務、短期トレーニー制度を通じて得た知見、地域金融機関等との対話を踏まえ、シームレスな制度設計

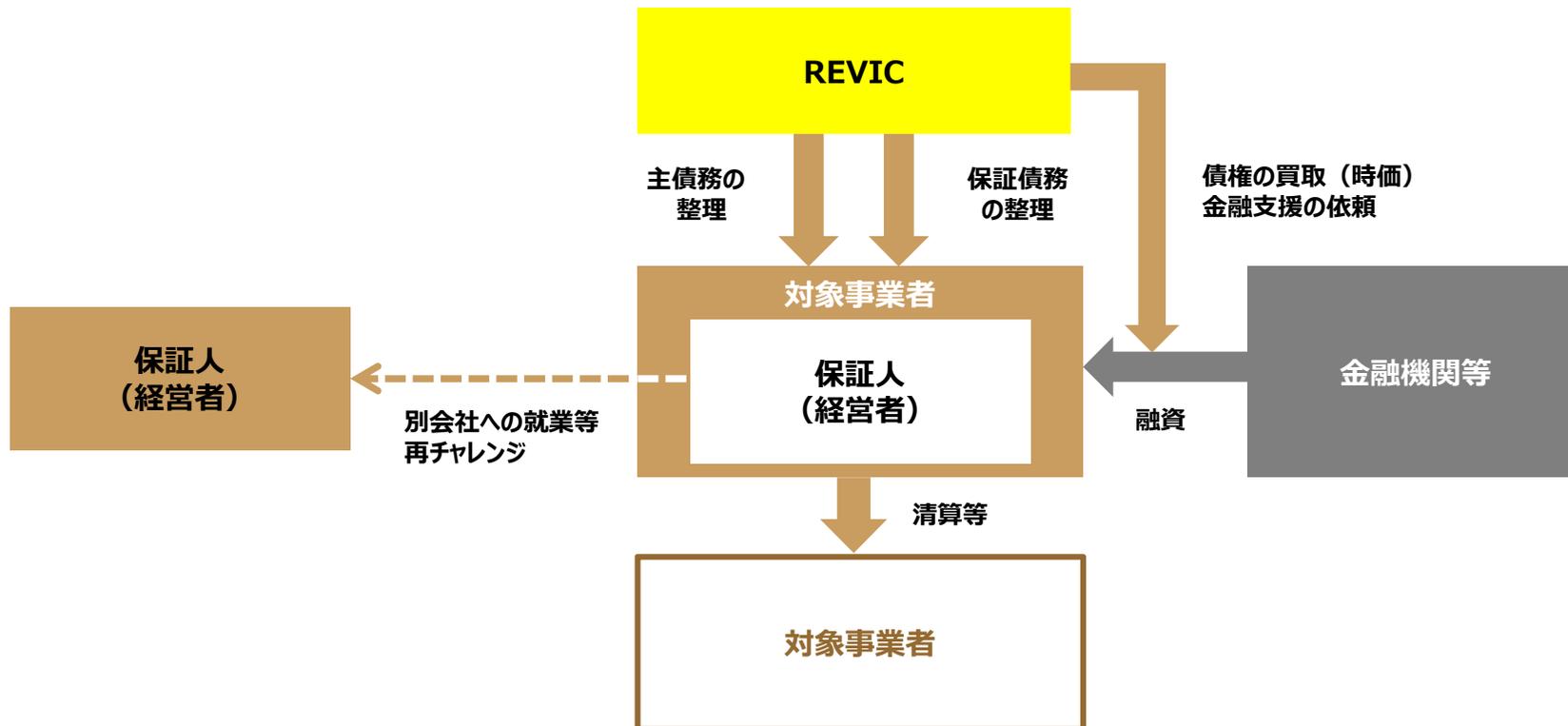
REVIC:企業のライフステージに応じたREVICの役割



地域経済・産業の成長や新陳代謝の促進による、地域経済の活性化

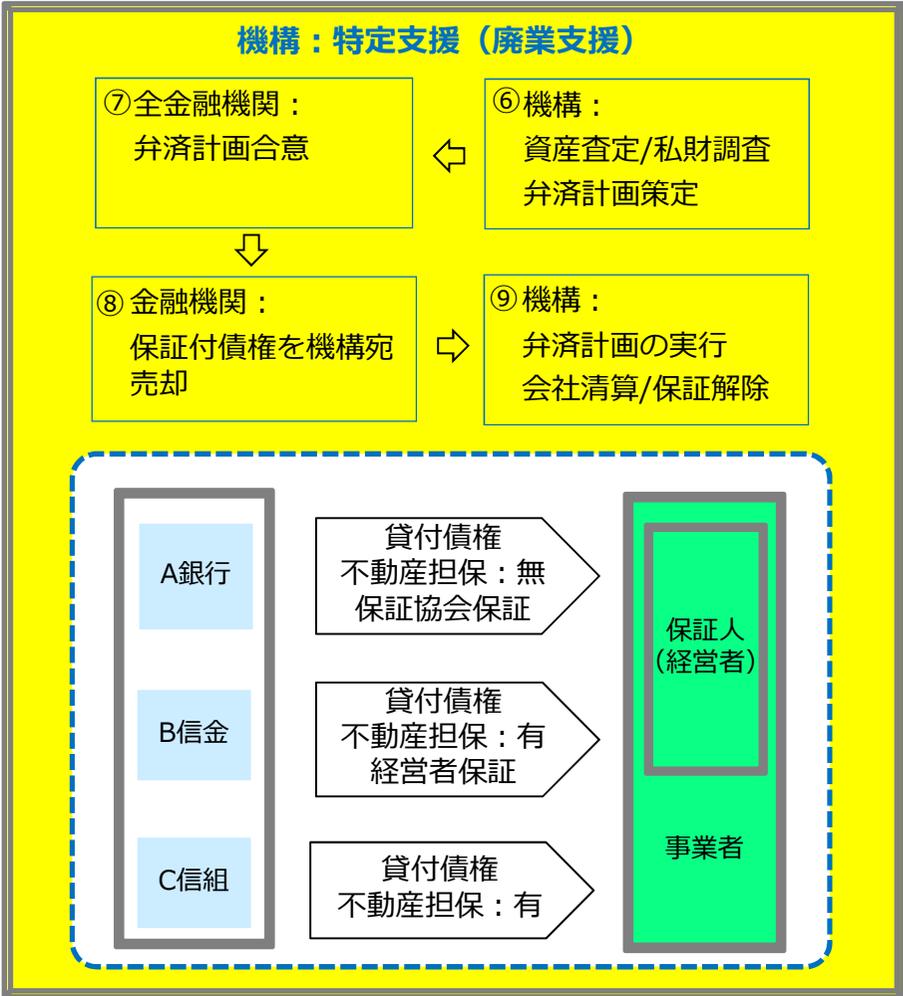
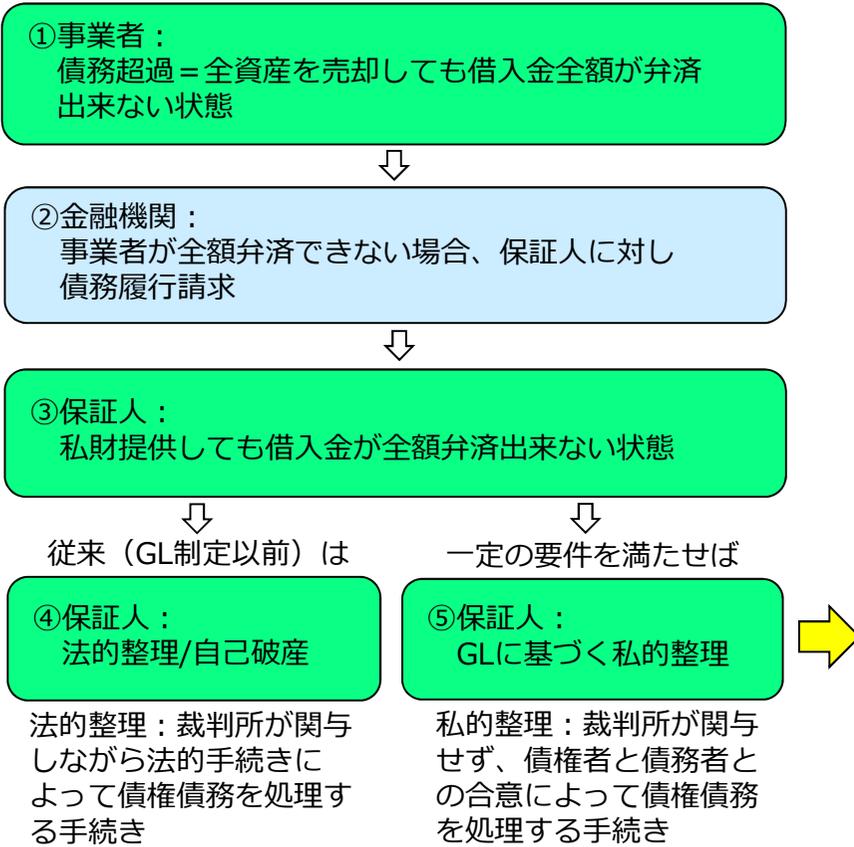
転廃業支援：再チャレンジ支援業務（特定支援業務）

- 金融機関等から経営者保証の付いた貸付債権等をREVICが買取り、事業者の全ての金融債務と経営者保証ガイドラインに沿った経営者個人の保証債務の整理を一体で行う業務。
- 事業の継続が困難な事業者の円滑な退出を促し、経営者の再チャレンジや地域経済の新陳代謝と活性化を促す。



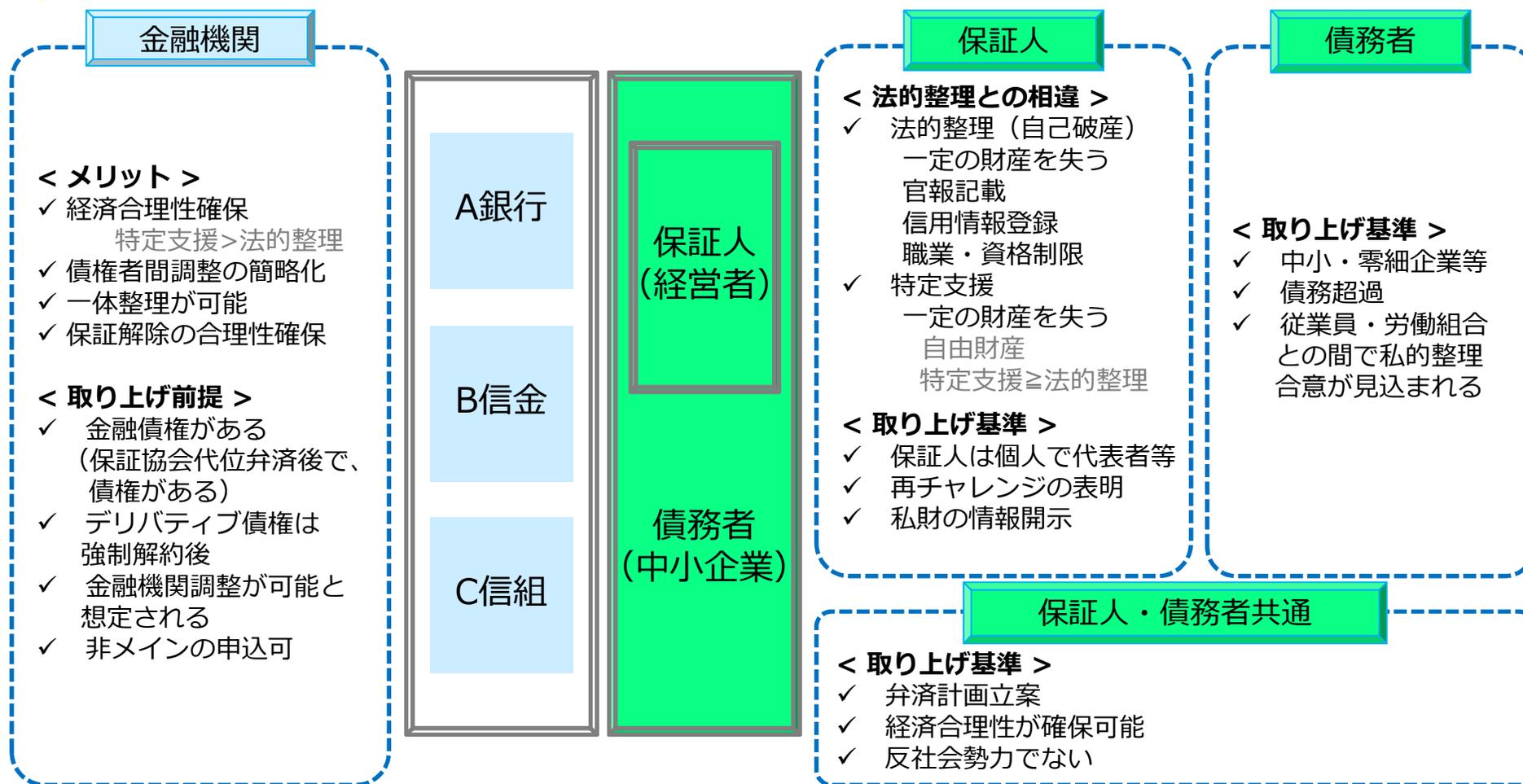
特定支援業務の概要

保証付債権買取業務（特定支援業務）とは、平成25年12月に制定された「経営者保証に関するガイドライン（GL）」に従い、**事業者の債務整理を行うと同時に代表者等保証人の保証債務について一体整理を行う**ために平成26年10月14日施行の改正機構法により新たに認められた地域経済活性化支援機構（機構/REVIC）の業務。



機構の位置づけと特定支援はGL第7項 保証債務の整理における『**利害関係のない中立かつ公正な第三者**が関与する**私的整理**手続き及びこれに準ずる手続き』に該当。

特定支援における金融機関、保証人、債務者に係る論点

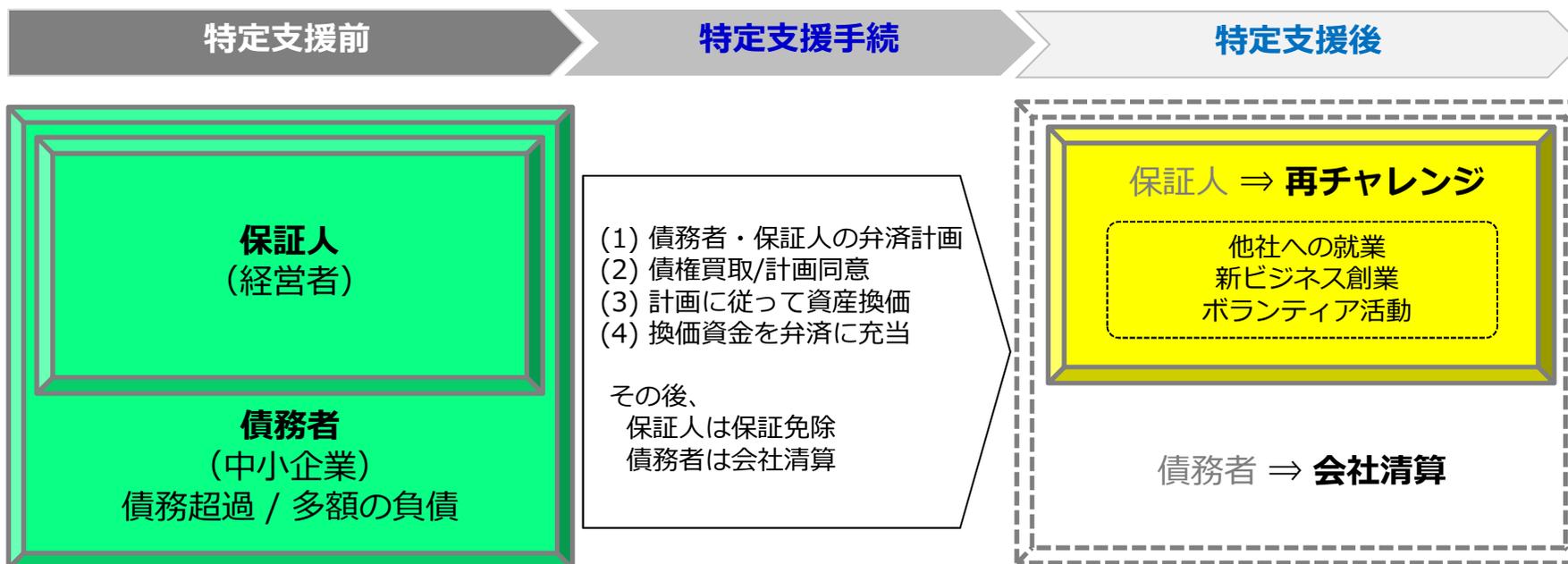


その他、特定支援の初期の見極めについては、主に以下が着眼点となる。

- ・債務者の一般債務、租税債務等について、債務者の保有する現預金や非担保提供資産で完済が可能であること
- ・特定支援による保証解除後、保証人個人の債務 (ex.住宅ローン) が返済可能と見込まれること
- ・保証人に所有資産の処分意思があること、債務者に事業廃業の意思及び不動産等資産の処分意思があること

特定支援の取引事例 1 ～ 単純廃業：特定支援における基本パターン ～

事前相談時の債務者の状況は多い順に①事業継続中、②廃業準備中、③実質廃業の3パターン。

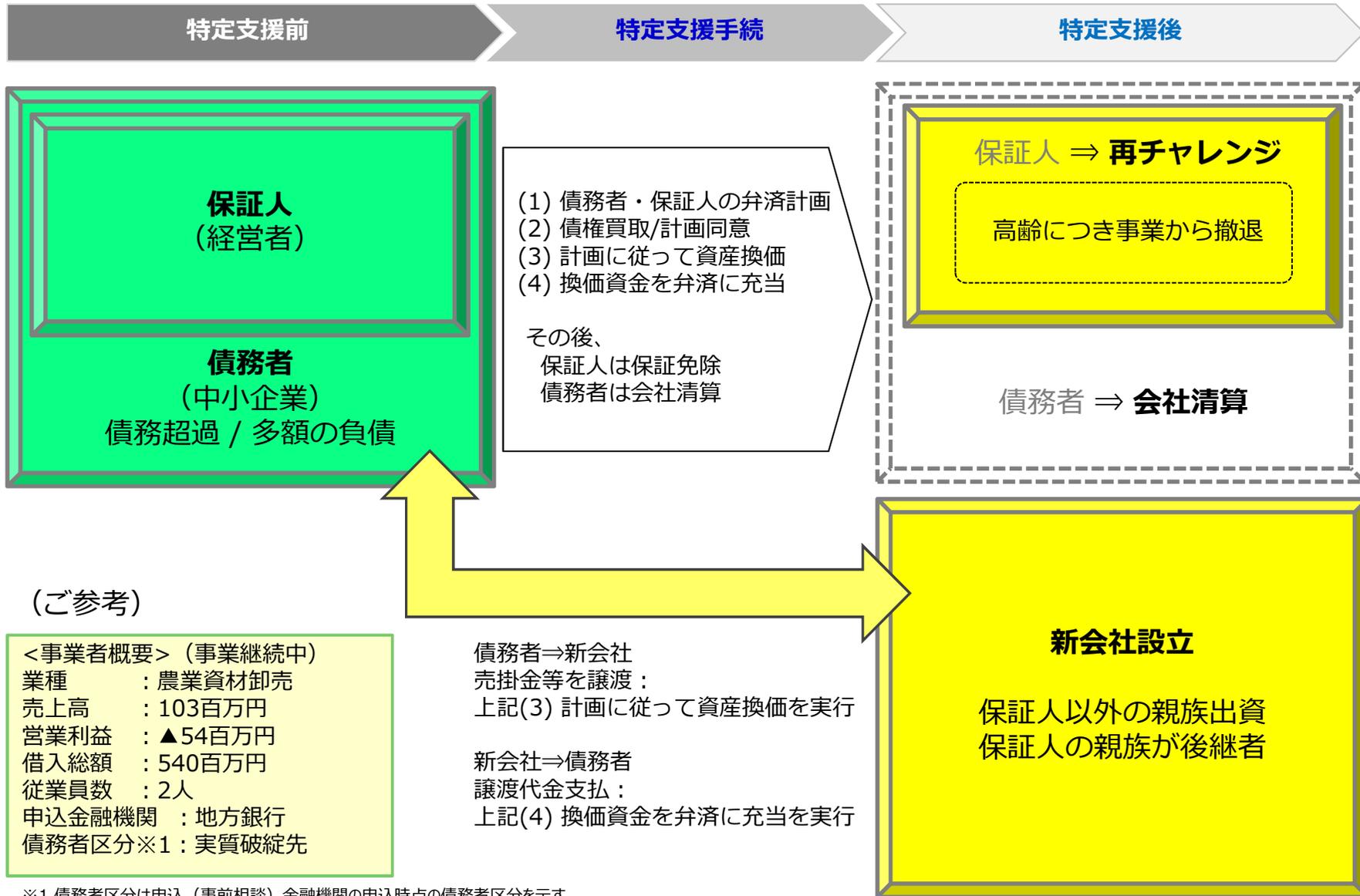


(ご参考)

①<事業者概要> (事業継続中)	②<事業者概要> (廃業準備中)	③<事業者概要> (実質廃業)
業種 : CD・DVD販売	業種 : 製本	業種 : 信販
売上高 : 65百万円	売上高 : 96百万円	売上高 : 3百万円
営業利益 : ▲21百万円	営業利益 : 10百万円	営業利益 : ▲1百万円
借入総額 : 1,352百万円	借入総額 : 398百万円	借入総額 : 87百万円
従業員数 : 4人	従業員数 : 7人	従業員数 : 0人
申込金融機関 : 地方銀行	申込金融機関 : 信用金庫	申込金融機関 : 政府系金融機関
債務者区分※1 : 破綻懸念先	債務者区分※1 : 破綻懸念先	債務者区分※1 : 実質破綻先

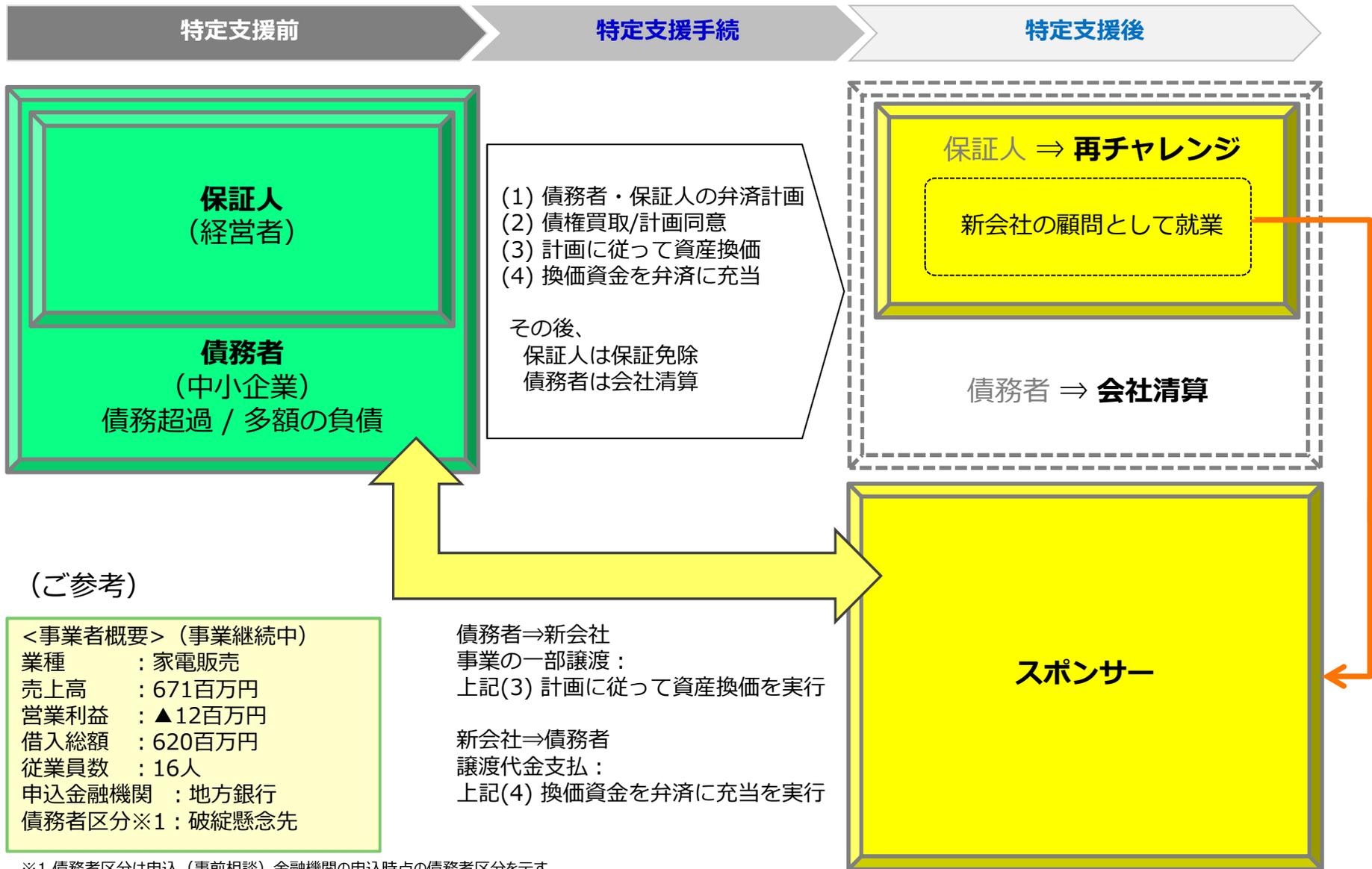
※1 債務者区分は申込（事前相談）金融機関の申込時点の債務者区分を示す

特定支援の取引事例 2 ～ 事業承継 + 廃業 ～



※1 債務者区分は申込 (事前相談) 金融機関の申込時点の債務者区分を示す

特定支援の取引事例 3 ～ 事業譲渡 + 廃業 ～



特定支援決定の実績①（平成28年5月31日時点）

特定支援決定 23件

	業種	従業員数	申込金融機関	案件概要
1	印刷・同関連業	7人	信用金庫	自宅兼工場を売却、保証人のうち1名は無償解除、2名は残存資産勘案した上で弁済実施。
2	各種商品小売業	16人	地方銀行	主要事業、従業員、不動産等をスポンサーへ譲渡。保証人2名は全員資産処分後、保証解除。
3	協同組織金融業	0人	政府系金融機関	廃業済債務者の保証人1名のみ特定支援により保証解除。
4	飲食料品卸売業	2人	地方銀行	債務者保有資産を換価、保証人1名は資産保有なく無償解除。
5	各種商品小売業	4人	地方銀行	債務者は店舗及び在庫を売却、保証人2名の資産は全て残存資産とし、保証は無償解除。
6	職別工事業 (設備工事業を除く)	2人	信用金庫	債務者の担保不動産は処分。保証人2名は経営者保証GLの範囲内の残余資産を残して保証解除。
7	繊維・衣服等卸売業	0人	地方銀行	債務者は在庫及び不動産を処分して弁済実施。保証人1名は私財提供し保証解除。
8	飲食料品卸売業	0人	地方銀行 都市銀行(2行)	廃業済債務者の残存資産処分し弁済充当。保証人1名は無償解除。
9	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	0人	地方銀行	兄弟会社のうち業績低迷会社(事業廃業済)の清算。保証人2名は無償解除。
10	宿泊業	41人	地方銀行	従業員、不動産含めスポンサーへ事業譲渡。保証人2名のうち1名は私財提供し保証解除、もう1名は無償解除。
11	飲食料品卸売業	54人	地方銀行	従業員、在庫、車両含めスポンサーへ事業譲渡。保証人1名は私財提供し保証解除。

特定支援決定の実績②（平成28年5月31日時点）

特定支援決定 23件

	業種	従業員数	申込金融機関	案件概要
12	繊維・衣服等卸売業	7人	都市銀行	在庫、不動産、従業員を受皿会社(ｽｰﾊﾟｰ)へ資産譲渡し、その他資産は処分の上、弁済実施。保証人2名も私財提供の上、保証解除。
13	食料品製造業	3人	都市銀行	債務者及び保証人の担保不動産を処分し弁済充当。保証人2名は経営者保証GLの範囲内で残存資産を残して保証解除。
14	不動産賃貸業・管理業	1人	信用組合	債務者及び保証人の担保不動産を処分し弁済充当。保証人1名は経営者保証GLの範囲内で残存資産を残して保証解除。
15	総合工事業	0人	地方銀行	第二会社方式により会社分割した分割会社の最終処理。保証人の不動産を処分し弁済充当。保証人3名の保証解除。
16	その他小売業	0人	都市銀行	保有資産を換価処分し得られた金銭(清算費用控除後)を原資として弁済充当。保証人1名は私財提供し保証解除。
17	不動産賃貸業・管理業	0人	地方銀行	債務者の担保不動産及びその他資産を処分し弁済充当。保証人1名は経営者保証GLの範囲を拡張して全資産を残存資産として無償解除。
18	道路貨物運送業	0人	政府系金融機関	廃業済債務者の残存資産を処分し弁済充当。 保証人2名は経営者保証GLの範囲内で残存資産を残して保証解除。
19	不動産賃貸業・管理業	0人	地方銀行(2行)	債務者及び保証人の担保不動産を処分。保証人1名が過去妻に贈与した自宅持分を保証人資産とみなし、残存資産相当と判断した上で、保証解除。
20	不動産賃貸業・管理業	0人	地方銀行	債務者は保有資産を換価処分し、弁済充当。 保証人1名は自由財産を残し、私財提供の上、保証解除。
21	繊維工業	0人	地方銀行	債務者は保有資産を換価処分し、弁済充当。 保証人3名のうち2名は私財提供し保証解除、もう1名は無償解除。
22	繊維・衣服等卸売業	0人	都市銀行	廃業済債務者の残存資産処分し弁済充当。保証人2名のうち1名は私財提供し保証解除、もう1名は無償解除。
23	化学工業	7人	銀行系金融会社 政府系金融機関	債務者は会社分割の対価及び保有資産を換価処分し、弁済充当。 保証人2名は担保処分後、無償解除。

Disclaimer

- 本資料は、株式会社地域経済活性化支援機構（以下「REVIC」という。）及びその子会社の活動に関する情報提供のみを目的として作成したものであり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。
- 本資料で提供している情報につきまして、その正確性には万全を期して作成しておりますが、完全性を保証するものではありません。また、過去の情報は実績であり、将来の成果を予想するものではありません。本資料に基づくいかなる判断につきましてもREVICはその結果の責任を負いかねます。
- 本資料の一切の権利はREVICに属しており、本資料の全体又は一部の如何にかかわらず、いかなる形式においてもREVICに無断で複製又は転送すること等は禁じられております。

ご連絡先

ご相談は、下記の
連絡先までお気軽にお問い合わせください

株式会社 地域経済活性化支援機構

〒100-0004

東京都千代田区大手町1-6-1 大手町ビル9階

代表電話：03-6266-0310